

○関連する手続き

①高さ4m超の広告塔や広告板について(工作物の指定)

広告物の高さが4mを超える場合は、工作物として、広告物を設置する前に建築主事による確認を受けなければなりません。

※建築基準法施行令第138条

煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で法第88条第1項の規定により政令で指定するものは、次に掲げるもの(鉄道及び軌道の線路敷地ないの運転保安に関するものを除く。)とする。

- 一 高さが6mを超える煙突(支枠及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除く。)
- 二 高さが15mを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第十号に規定する電気事業者及び同項第十二号に規定する御供給事業者の保安通信設備用のものを除く。)
- 三 高さが4mを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- 四 高さが8mを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- 五 高さが2mを超える擁壁

②広告物を道路上(上空を含む。)に掲出する場合

- ・道路法による道路占用の許可が必要ですので、道路管理者に対し必要な手続きをしてください。
- ・道路交通法による道路占用の許可が必要ですので、所轄の警察署に対し必要な手続きをしてください。
- ・なお、突出広告物については、国道及び県道では、自家広告物以外道路占用を認めていませんので留意してください。